

<減免の該当等級>

1. 身体障害者手帳・戦傷病者手帳をお持ちの方

障害の区分	身体障害者手帳をお持ちの方		戦傷病者手帳をお持ちの方	
	本人が運転する場合	左記以外の場合	本人が運転する場合	左記以外の場合
視覚障害	2級の2、3級の2	1～3級、4級の1	特別項症、第1～4項症	
聴覚障害	2・3級			
平衡機能障害	3級			
音声・言語機能障害	3級		特別項症、第1・2項症	
上肢不自由	1・2級		特別項症、第1～3項症	
下肢不自由	1～6級	1～4級	特別項症、第1～6項症、第1款症～3款症	特別項症、第1～3項症
体幹不自由	1～3級・5級	1～3級	特別項症、第1～6項症、第1款症～3款症	特別項症、第1～4項症
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	【上肢機能】 1・2級	【上肢機能】 1・2級	/	
	【移動機能】 1～6級	【移動機能】 1～4級		
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	1・3級		特別項症、第1～3項症	
肝臓機能障害	1～3級			
免疫機能障害				

2. 療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

知的障害	療育手帳A、B 1または知能指数50以下の人
精神障害	精神障害者保険福祉手帳 1級